

## ○ 協議等の場の運営その他必要な事項に関する要領

改正 (平成 20 年 10 月 10 日)  
平成 21 年 3 月 27 日  
平成 24 年 5 月 25 日  
平成 26 年 5 月 30 日  
平成 29 年 5 月 30 日  
令和 4 年 7 月 8 日

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、京都府議会会議規則（昭和 31 年京都府議会規則第 2 号）第 122 条第 4 項の規定により、協議等の場の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (運営その他必要な事項)

**第 2 条** 協議等の場の運営その他必要な事項は、別表のとおりとする。

### 附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

(以下省略)

別表（第2条関係）

名 称	長（主宰者）	定 数	任 期	公開の有無	長不在（事故あるとき）の場合の開催手続	会議記録
全員協議会	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任期に同じ	公開 (府政記者のみ)	副議長が職務を代行 世話人会座長が不在のときは、構成員の協議による	要録を作成
議員団長会議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任期に同じ	非公開	副議長が職務を代行	要録を作成
理事調整会議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任期に同じ	非公開	議長が理事のうちから指名した委員が職務を代行（京都府議会運営委員会条例第8条に準じる）	要録を作成
世話人会	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	議会運営委員会が設置されるまで	公開	構成員の協議による	要録を作成
世話人調整会議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	議会運営委員会が設置されるまで	非公開	構成員の協議による	要録を作成
正副委員長会	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任期に同じ	非公開	副委員長が職務を代行（京都府議会委員会条例第9条に準じる）	要録を作成
正副委員長・幹事協議会	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任期に同じ	非公開	副委員長が職務を代行（京都府議会委員会条例第9条に準じる）	要録を作成

合同委員長 会議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任 期に同じ	非公開	副議長が職務を 代行	要録を作成
政策調整会 議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	1年	非公開	座長が指名した 委員が職務を代 行	要録を作成
広報広聴会 議	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	1年	非公開	座長が指名した 委員が職務を代 行	要録を作成
関西広域連 合連携協議 会	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任 期に同じ	非公開	座長が指名した 委員が職務を代 行	要録を作成
緊急事態対 策本部	招集権者 に同じ	構成員数 に同じ	構成員の任 期に同じ	公開（議 事 内 容 等 に よ り 緊 急 事 態 対 策 本 部 長 が 必 要 と 認 め る と き は、一 部 又 は 全 部 を 非公開）	副議長（副議長に 事故があるとき は、議長が指名し た本部員）が職務 を代行	要録を作成